

掛川市訓令甲第3号

広報かけがわ発行規程（平成17年掛川市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

掛川市長 松 井 三 郎

第4条第1項中「企画政策部シティプロモーション課長」を「企画政策部市長政策室長」に改める。

第5条第1項中「企画政策部シティプロモーション課広報広聴係長」を「企画政策部市長政策室広報広聴係長」に改める。

第7条第1項中「企画政策部シティプロモーション課広報広聴係」を「企画政策部市長政策室広報広聴係」に改める。

附 則

この訓令甲は、平成31年4月1日から施行する。